

農業共済事業事務費負担金（継続）

1. 趣 旨

農業災害補償法に基づき実施される農業共済事業は、国の災害対策の基幹として、農業者が不慮の事故によって受ける損失を保険の手法により補填し、被災農業者の農業経営の安定を図るものであり、事業の種類としては、農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済と広範囲にわたっている。

本事業は、農業者が地域ごとに設立する農業共済組合と、その支払責任の一部を分担する都道府県単位の農業共済組合連合会（以下「連合会」という。）、さらに連合会の支払責任の一部を分担する国（農業共済再保険特別会計）により運営されているが、農業共済組合及び連合会の事務費については、農業災害補償法に基づく本負担金によって、国の災害対策の基幹である農業共済事業の適正かつ円滑な運営を図ることとされている。

2. 事業内容

農業災害補償法に基づく農業共済事業を適正かつ円滑に実施するため、農業共済組合及び連合会における基幹的経費（人件費、旅費、庁費、委員手当等）に充てる。

3. 事業実施主体

農業共済組合及び連合会

4. 補助率 定額

5. 平成18年度概算決定額 46,492,149（52,341,187）千円

【経営局 保険監理官】